

新社会党 政策委員会ニュース

第50号 2020年4月1日
発行 新社会党政策委員会
委員長 加藤 晋介

【本号の内容】

- ◇ 普遍主義をめぐる～正確さと冷静さと～ 上野 義昭
- ◇ 「普遍主義」の本質 小林 勝
- ◇ 国保制度の都道府県単位化と野田市の国保料引下げ
長南 博邦
- ◇ 書評 『「独ソ戦」絶滅戦争の惨禍』 加藤 晋介

*なお、掲載の内容は執筆者の個人の見解によるものです。



江戸川の土手をもっとも輝く春、からし菜の花で埋め尽くされる。
千葉県野田市の野田橋付近（3月18日）

普遍主義をめぐる～正確さと冷静さと～

上野 義昭

この間、中期政策の補強をめぐる、特にベーシックインカム、続いては社会政策、社会保障における普遍主義について、党内議論が行われてきた。議論自体は、歓迎すべきことであり、遅すぎたくらいであるが、正確さ、冷静さを欠く進め方も見られる。筆者は、世界的な資本主義の矛盾の深まりのなか、格差・貧困との闘いの緊急性の浮上という、客観的な条件に、民主党政権誕生による、新しい政策の実現可能性（2015 安保闘争後は、野党統一政策作成の気運）の到来という、日本における主体的条件が加わった時から、非力ながら機会あるごとに上記政策内容や考え方の紹介に努めてきた。

例えば、2010 年 5 月刊行の文章ではこう述べた。

「子ども手当」導入にあたっては、所得制限を設けるべきではないのか、ということが議論になりました。実はこの問題は、福祉国家における〈普遍主義か選別主義か〉という論点です。20 世紀のさまざまな経験を踏まえた整理として、国家による給付の対象は真に必要なとされる部分に限るべきだという考え方を「選別主義」といい、制限を設けず一律とする考え方を「普遍主義」と呼びます。どちらの立場に立つかで政策の評価は大きく違ってきます。

鳩山内閣の「子ども手当」は、初年度は額を半額としながらも、所得制限を設けない＝普遍主義による制度設計としました。与党でも、社民党は当初、制限付を打ち出しました。それで浮いた分の予算を保育所整備などに回

すべきだというのですが、気持ちはわからなくはありませんが、まずは、小出しではなくこれまでにない規模のまとまった額とすること自体に意味があります。貧困対策はもちろん、継続的に子育て・消費を支えることを明確にすることで、結果として消費を温める効果が生じます。しかも現在提案されている額は、「ヨーロッパ並み」であって決して高額ではありません。研究者の試算では、民主党案の水準は、生活扶助基準の 14 歳未満の子どもの個人別生計費を 8 割程度カバーした水準となっているのです。

しかし、限られた財源の下では選別主義をとらざるを得ないし、その方が効果的だという誤解は広く存在しています。20 世紀の福祉国家の経験がハッキリと示しているのは、選別によって〈真に必要な部分に給付を絞る〉福祉施策は、普遍的な制度に比べて、〈かえって必要とするところへ行きわたらない〉結果となる「再分配のパラドックス」という厳然たる事実です。財源がないから選別主義にするというのではなく、普遍主義を実現するための財源をどう確保するかという議論の立て方をすべきであり、金持ちには必要ないというのなら、普遍主義をとりつつ、富裕者からは累進課税で回収すればよいのです。ある若手研究者は、構造改革による金持ち減税で、年収 1 億円の人たちは、所得税率が 70%から 40%に下がったことで、減税という名で毎年 3000 万円のベーシック・インカムが配られているのと同じだ、と言っています。（コンパス 21 vol23 『民主党政策の明と暗』）

ここで言及した研究者とは、立命館大学の山森亮教授であり、橘木俊詔京都大学名誉教授との対談本『貧困を救うのは、社会保障改革か、ベーシックインカムか』（人文書院）230ページが出典である。橘木氏の「年収1億円の人にもベーシックインカムは払うんですか」「国民一般はどういう評価をしたいと思いますか？」という問いに山森教授が答えたものである。

ところが、学者ではない、現実の運動にかかわっているはずの党内からも、ベーシックインカムのみならず普遍主義的社会政策についても、資本家にも配るのは何ごとか、社会主義に反する、といった実践とは程遠いタメにする批判が出たのには耳を疑った。そこには、世界における社会政策や社会保障の実践・研究の蓄積についての見識もない。あたかも、労働運動の場において、「同一労働同一賃金」は、マルクス経済学の労働価値説に基づくものではないから、アベも言っているから、反対しなければならない、とするようなものである。社会主義の実現を待たなくても、金持ち減税以前の税率に戻すだけで、金持ちの手元に毎年残る3000万円分を圧縮できる。同時に普遍主義的給付で、支援を必要とする人々を漏れなく支える制度を導入して何がいけないのか？ 社会主義者を自認する方の個人的こだわりのために、貧困対策を遅らせていいのであろうか。

この間、普遍主義について説明するときに、筆者が取り上げた例のひとつが「子ども食堂」である。子ども食堂は現在、日本全国約2300か所におよぶ。「子どもが1人でも来られ、地域の人たちが無料または低額で食事をふるまう場所」（子ども食堂ネットワーク）というのが、最大公約数的な定義である。子どもの貧困対策として注目されて、自治体による補助金などの支援も行われているが、非常に多様性がある。貧困対策だけでなく、おカネは持

たされていても孤食の子が来れる場、シングルマザーや健康面に不安のある親の支援、食育はじめ教育支援、また地域の交流拠点づくり、等々バラエティに富んでいる。そこがいいのである。自治体の実態調査のなかで「『お金がない』と言われることを気にして、子ども食堂に行けない子どもたちがいる」ことも明らかになっている。貧富を問わず誰もが気軽に行けることが、結果として支援を必要とする子どもたちに効果が行き届く。これが普遍主義を政策的に選択する理由である。

いまひとつの例は、社会政策ではないが、現に体制側が実践してきた金融機関への公的資金注入である。経営危機に陥った銀行を救済する際、必要とする銀行だけを選択して資金援助をしたなら、「その銀行は危ない」と、かえって預金は引き出されてしまう、取り付け騒ぎさえも起こるであろう。そこで、金融システム対策として、救済不要なメガバンクを含めすべての都市銀行に公的資金を注入する。救済不要なメガバンクは、早期に返済する。こうして、救済を要する銀行の破綻を防いだ。いやしくも、政権をめざす政党は、そのような政策の実現回路にも精通しなければならない。

上述のブックレットでは、さらに「正規・非正規を超えた統一闘争の課題として位置付け」ることも述べた。個別資本に対する賃金闘争だけでなく、政府や制度を媒介して総資本から生活保障手段を引き出すことでは、正規・非正規の共同闘争を可能とする。講座派系の学者を見ても、ベーシックインカム推進派（本田浩邦）も批判派（後藤道夫）も、〈賃金と社会保障〉の二本柱で戦略を構成するようになっている。客観的情勢がそれを求めているのである。

新社会党は思想団体でも文化財保存団体で

もない。政治変革を目指す政党である。世界を解釈するだけでなく、世界を変える実践的組織である。そして社会主義の綱領をもつ。「労働者階級の直接当面する目的や利益を達成す

るために闘う。同時に、現在の運動のなかにあって運動の未来を代表する」存在なのである。

「普遍主義」の本質

小林 勝

■社会保障の所得再分配機能を強化しよう！

私的資本による搾取は、生産手段の社会的所有を実現しない限り、すなわち資本主義体制そのものを倒さなければ、なくなる。

とはいえ、資本主義体制のもとでも所得を再分配し、搾取を緩和し、労働者や社会的弱者に少しでも人間に値する生活を保障することはできるし、そうしなければならない。

社会主義政党の労働者党員は、いうまでもなく賃上げ闘争等を先頭で闘わなければならない。それとは別に社会主義政党は、下層労働者や社会的弱者に、人間に値する生活を保障すべく、強力な再分配機能を有する高度な社会保障政策を練り上げ、彼らに提示し、支持を獲得し、実現に努めなければならない。

この努力を軽視する、あるいは怠る社会主義政党は、彼らの相手にされず、いずれ衰退していく。日本のように、非正規労働者が雇用の4割近くを占めている国にあっては、社会主義政党がこの課題を軽視すれば、それは致命傷となる。

社会保障の所得再分配機能を強化しよう！

■「普遍主義的」社会保障制度を 目標として明確化

我々は、どのような社会保障政策を提案し、目指すべきなのか。その具体的な政策につい

ては、これまで党の中央・地方の政策委員会、執行委員会、党大会等で議論され、決定されてきた。

昨年の党大会に提出された4号議案、5号議案は、それぞれ「当面の政策」「中期政策」として提案されているが、これまでの党の社会保障政策の帰結であり、我々の目指す社会保障制度が、「普遍主義」に基づく制度であることを、初めて明確にした。それは決してこれまでの政策の転換ではなく、ましてや路線転換などというものではない。

聞きなれない「普遍主義」という言葉に、驚いた向きもあるであろう。だが、この言葉は、政策委員会の造語ではない。ましてや、一昨年の党大会で「研究課題」とされたベーシックインカム（B I）を、将来再び持ち出すために忍び込ませたものでもない。

筆者もB Iには懐疑的だ。アイデアとしては素晴らしくても、財源的裏付けを欠くこと、現行の社会保障制度との関係が練られていないことが理由だ。財源の問題についていえば、例えば、1人に月10万円のB Iを1億2000万人に支給するとすると、年間144兆円が必要となる。月5万円でも年間72兆円が必要になる。気の遠くなるような額で、財源の調達の方法が、どれも机上の空論のように見える。じっくり研究することが必要だ。

■抵抗力の強い「普遍主義的」社会保障制度

社会保障制度の運営原則が「選別主義」（「限定主義」、「ターゲット主義」、「部分主義」）と「普遍主義」に大別されることは、欧州の専門家・学者によって明らかにされ、日本の専門家・学者にも知られている。

彼らは、ソ連型社会主義の崩壊前後から、多くの発達した資本主義国で「福祉国家」が解体され始めたにもかかわらず、北欧の国々では解体されなかった原因を究明し、それが「普遍主義的」社会保障制度にあることを明らかにした。世界の勤労者の垂涎^{すいぜん}の的であった北欧の高度な社会福祉制度——我々は高福祉・高負担の制度であることは承知していた——は、「普遍主義」を主要な原則とする制度であったのである。

■「普遍主義」とは

社会保障制度、すなわち①社会保険（年金保険、医療保険、介護保険、雇用保険、労災保険）、②公的扶助（生活保護）、③社会福祉（児童福祉、身体障害者福祉、高齢者福祉）および④公衆衛生の分野では、実施の原則として「選別主義」と「普遍主義」の二つがある。

社会の底辺層や貧困層等、すなわち必要とする者のみを救済するやり方を、「選別主義」「限定主義」「部分主義」「ターゲット主義」等という。これに対して、社会保障によって所得を再分配する対象を、広く国民全体とするやり方を「普遍主義」という。

「選別主義」は、対象者を、必要とする者のみに限定するので、合理的であるように見える。困窮者を救済するという、社会保障制度の当初考えられた目的に合致するし、対象者が限定されるので、必要とする原資も相対的に少なくすむからである。

これは、典型的には、税金を原資として実施される公的扶助（生活保護）において採られている原則である。しかし、本当に救済を

必要としているかどうかを判断するために、資産や収入の厳密な審査が継続的に行われ、生活の仕方まで口出しされるので、屈辱感を味わう。

対象者が相対的に少ないので、彼らの声も小さい。そのため抵抗力が弱く、行政の勝手な都合で（例えば財政赤字等の理由で）対象者は狭められ、給付額も容易にカットされてしまう。労働者運動の力が弱く、自分たちのことで精一杯となり、社会的弱者のことを考える余裕がなくなると、これが起こる。このことを、我々はかなり以前から目にしている。

他方の「普遍主義」は、我が国ではすでに医療保険制度で実施されている。

「国民皆（医療）保険」といわれるように、我が国の国民は何らかの医療保険に入る義務があり、権利を有している。正規労働者は「組合健保」か「協会けんぽ」等に参加する。これに参加できないパートタイマー等の多くの非正規労働者、75歳未満の無職の年金生活者、自営業者、農漁業者等は「国民健康保険」に参加する。75歳以上の国民は、「後期高齢者医療制度」に参加する。法人の理事長等の役員も、上記のいずれかの医療保険に参加する。

その医療給付は「平等給付」が原則である。すなわち、これらの保険でなされる医療給付は、患者の資産・収入にかかわらず平等に行われることになっている（保険間で患者の自己負担の割合等で差はあるが）。労働者であろうが資本家であろうが、全員が何らかの医療保険に参加し、病気になれば平等の医療給付を受けられる。これは、紛れもなく「普遍主義」である。

見渡す分野を社会保障に限定せず、教育にまで広げてみると、「普遍主義」はここでも観察できる。例えば、我が国では9年間の義務教育、乳幼児・学童の予防接種は、保護者の所得の多寡を問わずに、全員に無料で提供されている。

目を転じよう。欧州大陸のほとんどの国で

は、大学・大学院に至るまでの公教育が無償である。つまり、資本家の子であっても、国公立大学（大陸欧州諸国では国公立大学が原則であり、私立大学は例外的存在である）で勉強する際に、資本家や高額所得者だからとの理由で、これらの保護者に授業料の納入が要求されることはない。労働者運動の中から、金持ちの親には授業料を払わせろ、との声が上がったということも、ついぞ聞いたことがない。

■医療保険制度の「応能負担」 「平等給付」の原則

先にも述べたが、わが国では、雇用者も雇用者でない者も、その扶養家族を含めて何らかの医療保険に入ることになっている。国民の命と健康を守るために作られたこの「国民皆（医療）保険」においては、「負担は能力に応じて、医療給付は平等に」が、すなわち「応能負担」「平等給付」が根本原則である。「平等給付」原則は、あまりにも当然で、これを「階級的ではない」と批判する者などはいまい。

一方の「応能負担」の原則は、厳密に検討するならば、実現されているとはいえない。というのも、例えば主として正規労働者が加入する「組合健保」や「協会けんぽ」では、加入者（雇用者）の支払う保険料率が、収入の多寡にかかわらず一定であり、また保険料の上限が設定されているため（保険料が算定される際の「標準報酬月額」に上限がある。これは国保でも同じ）、低賃金労働者にとっては相対的に重い負担となっているからである。また、実際に医療を受けた時に支払う医療費の一部負担金（通常3割）は、所得等により月額上限が設定されているとはいえ、低所得者にとっては大きな負担であり、この点でも「応能負担」の原則は、徹底されているとはいえない。

■「手遅れ」を生んでいる

「国民健康保険」制度

正規の労働者は、保険料を労使が折半で負担する上記の「組合健保」や「協会けんぽ」に加入できる。この加入条件は数年前から緩和され、非正規労働者でも一定の条件を満たせば加入できるようになったが、なお多くの非正規労働者が加盟できないでいる。彼らが加入するのが「国民健康保険」である。

この「国民健康保険」にはこの他、無職の退職者（75歳未満）、自営業者、農漁業者等が加入する。「国民健康保険」は、①彼らの納める保険料（税）、②医療サービスを受けた際の一部負担金、③国庫補助金等で運営されている。

「国民健康保険」制度も、「給付平等」の原則が実施され、一見するとうまくいっているようだが、実際には構造的問題を抱え、危機に瀕している。原因は第一に、加入者の平均年齢が高く、したがって罹病率も高く、支出（医療費）が増大していることである。医療の高度化が、医療費の増加に拍車をかけているという事情もある。

第二に、収入基盤が脆弱であることである。加入者の約8割は、年金で生活する75歳未満の退職者や非正規労働者であり、収入が少なく、彼らの保険料負担には自ずと限界がある。

第三に、国庫補助率が低いことである。この保険財政の「穴」を埋めるべきは国庫補助金であるが、その補助率は1984年に医療費ベースで45%から38.5%に引き下げられたため、「穴」を埋め切れていない。

そのため、加入者の負担する保険料が異常なほど引き上げられている。しかし、保険料を引き上げれば引き上げるほど、払えないで滞納する者が増え、保険証をもらえず、あるいは取り上げられ、そのため病院に通えず、手遅れになる例が後を絶たない。保険証を持っていても、医療サービスを受けた時の医療費の「3割」負担が払えないため、病院に通うことをためらい、諦める者もいる。すなわち、

「給付平等」の原則は、原則として保険料を納付した患者、一部負担金を払える患者のみに適用される原則なのである。

要するに、「平等給付」といいながら、実際には「不平等給付」がまかり通っているのである。4号議案が「一人ひとり給付を受ける権利において平等である」ことを敢えて確認したのは、このような「不平等」な状態に置かれている低賃金労働者や社会的弱者の正当な権利を明らかにし、現状を打開する意思を鮮明にするためである。そして、この「平等原則」を徹底することが、この場合の「普遍主義」の実現なのである。

■何をなすべきか？

こういう人たちに手を差し伸べるために、新社会党は具体的にどうすればいいのか。

「国民健康保険」制度を維持するために財政基盤をしっかりとしなければならぬことは、誰でも認めるであろう。

そのためにはまず、加入者の収入を引き上げ、保険料負担に耐えられるようにすることが必要である。非正規労働者については、賃上げが必要だ。また、非正規雇用は例外としてのみ認め、原則として正規化することや、「組合健保」や「協会けんぽ」（および厚生年金）への加入条件を緩和すること、を要求するのは当然だ。しかし、これが実現すれば、非正規労働者の多くは「国民健康保険」から出ていくことになる。

残る低年金生活者の収入すなわち年金は、いかにして引き上げるのか。難問だ。国庫に依拠した最低保障年金を設けるべきだと思う。新社会党はすでに2002年に、「国庫負担の割合を高めた」、個人単位の「定額基礎年金」の創設を打ち出している。

こうしたことが実現しても、「国民健康保険」の収入は、医療費の急増に追い付かず、不足するであろう。そのため、国庫補助率を引き上げることが決定的に重要となるであろう。

「平等給付原則」、すなわち「普遍主義」を実現するためには、国庫支出の増大が不可欠なのである。

■「普遍主義的」社会保障制度の本質

—保険制度から公的負担制度への転換

上の例で明らかのように、「平等給付」を実現するためには、国庫からの支出を増加させることが、問題解決に不可欠であり、まさに鍵だ。

「普遍主義的」社会保障制度とは、実は、国庫の役割を強化した社会保障制度のことなのである。

「普遍主義的」社会保障制度の批判者は、この制度の「給付」の面、すなわち「平等給付」についてのみ目を奪われ、この制度の本質、すなわち国庫の役割を強化した制度であることを、見過ごしていると言わざるをえない。

繰り返すが、その本質は、「給付」面にあるように見えて、実は「負担」面にあるのである。すなわち、社会保障制度を、なかでも、主として保険制度によって運営されている現行の医療保険、年金保険、介護保険の制度を、主として税財源によって運営される制度に組み替えることにあるのである。

要するに、医療・年金・介護を、社会保険中心主義から、主として税財源で運営する制度に転換して、公的責任を明確にしようというのである。これこそが「普遍主義」の本質的内容である。

■「普遍主義」は税制改革と不可分だ

社会保障制度の「普遍主義」は、現行の「選別主義」と対置して主張されることが多い。このことが、「普遍主義」に対する誤解を生んでいるようだ。「選別しないで、資本家にも…」というわけだ。

しかし、この場合の「普遍主義」すなわち「ユニヴァーサル」の核心は、負担を「ユニヴァーサル」に、すなわち公的な負担にす

るということなのである。したがって、税金を負担能力のある者からしっかり取ることは、当然の前提である。大企業に対する減税措置の撤廃、累進的法人（所得）税の導入、資産売却差益税（キャピタルゲイン税）の引き上げ、個人所得税と相続税の累進税率の強化等は当然なのである。「普遍主義」とは、税を通じた所得再分配機能を、社会保障分野において強力かつ有効に働かせることだからである。

■こだわらない

筆者自身は、「普遍主義」という言葉にこだわってはいない。社会保障制度を、その財源における税財源の役割を強化した制度に変更する、ということが明確になればいい。

参考になるのは、日本弁護士連合会の2013年10月4日の決議「貧困と格差が

拡大する不平等社会の克服を目指す決議」(https://www.nichibenren.or.jp/document/civil_liberties/year/2013/2013_4.html)である。

この決議では、現行の社会保障制度の改革においては「社会保障の権利性を明確に」すべきこと、目指すべきは「社会保険中心主義から転換した税財源による普遍主義に基づく医療・年金・介護」であることを、明らかにしている。

また、それが北欧型の制度であることも、次のように述べている。

「医療・年金・介護の各社会保険制度について、社会保険中心主義の社会保障制度から、イギリス・イタリア・北欧諸国などのように、年金も含め税財源によるという普遍主義の原則に立った社会保障制度への転換の議論を行うべきである。」

国保制度の都道府県単位化と野田市の国保料引下げ

長南 博邦

都道府県単位化のもたらすもの

抜本的な見直しなしに小手先で保険単位を大きくすることとなった都道府県単位の国民健康保険制度（以下、国保）は、4月で3年目となる。安倍政権はその際、これまでの保険者であった各自治体が、加入者の保険料（税）負担抑制のため、一般会計から持ち出していた法定外繰出金（法で繰出す仕組み以外の繰出金）分を廃止・削減するよう制度化した。

国保は自営業者中心の加入という制度設計に比べ、現在は企業の健康保険に加入できないワーキングプアや高齢化の進展で、加入者の所得水準が低い上、医療費の増高が進み、

保険料負担が同じ収入でも健保組合や共済組合にくらべて2倍以上も重いという問題を抱えている。

全国知事会はその解決策として、協会けんぽ並みの保険料に引き下げるために政府に1兆円の新たな公費負担を求めている。

国保の都道府県単位化移行にあたって、政府は年間3400億円を投入して国保財政の基盤強化を図り、保険料負担軽減にもつながるとうたった。しかし、各自治体や加入者に待っていたのは国保料の値上げだった。

都道府県単位化で財政運営責任は都道府県が持ち、各自治体の過去の医療費実績に基づ

いて、県に納めるべき「国保事業費納付金」を決め、それに基づいた標準保険料を決める。各自治体はそれを参考にして保険料を決めるが、移行時にこれまで出していた法定外の公費負担（法定外繰出金）を廃止ないし減額したため、多くの自治体で値上げとなった。とりわけ大都市部にその問題が集中することになった。保険料は自治体独自に決められるのだが、自治体は財政が厳しく、説明のつくこのタイミングで公費負担を廃止・縮小した（野田市も廃止）。それでも急激な保険料負担増とならないよう、激変緩和措置を講じざるを得なかった。

当然激変緩和措置は経年で縮小するし、安倍政権はこの4月から独自の公費繰り入れで国保料軽減を続ける市区町村に対し、保険者努力支援制度の交付金を減らすペナルティー措置を導入する。自治体は値上げへの動きを強めることになる。

20年度の保険料についてはすでに都道府県から示され、多くの自治体議会でこの3月か6月議会で保険料議案が提出される。その動きに注目し、今回は間に合わないとしても国保運営協議会等を傍聴し監視し、さらに議会等に国保料引き下げの陳情を提出することが重要だ。

なぜ野田市は3年連続引き下げできたのか

このような中、千葉県野田市が20年度で3年連続となる国保料引き下げを行う（表1）。

かつて野田市は一般会計からの法定外繰出金が少なく、一人当たりの国保税（現在は国

保料）は千葉県東葛9市中、最も高い自治体の一つだった。当時の市長は国保財政で応能応益割を半々にするという政府方針に沿って応益割合を増やし、低所得でも家族の多い加入者から高すぎる保険料を何とかしてほしいとの声が強かった。しかし、新社会党や共産党などから一般会計から法定外繰出金を増やして、国保税を引き下げるべきとの声が議会で出されても一向に改善されなかった。

それが値下げ方針に変わった。きっかけは私が議員現職時代に行った最後の決算討論だったと自負している。17年9月の国保特別会計の16年度決算討論で私は次のように指摘した。「実質収支額が例年の5割増し、約15億4,000万円、1人当たり約3万3,000円になっています。例年を超える1人1万円は保険税引き下げに使ってもいいのではないか」。16年度末国保会計基金残高は9億7千万円。ここに15億4千万円をあわせると25億円を超えることになる。

その夏に変わったばかりの新市長がこれを受け止め、18年度から県単位になり、財政責任は県が担当することも加味されて、基金を取り崩して保険料引き下げと、これまでやろうとしなかった人間ドック補助など独自の保険サービスの向上に転換した。このことによって野田市の一人当たり保険料は東葛9市で最も安くなった（表3は20年度の場合）。この年度だけでも一人1万2千円強を引き下げた（3年で1万9千円）。このことによって私も初めて国保会計予算に賛成し、共産党も賛成。初めて全会一致で国保予算が通った。

表1 野田市の保険料の推移

年度	医療分				支援分		介護分		一人当たり 保険料
	所得割	資産割	均等割	平等割	所得割	均等割	所得割	均等割	
17	7.16%	5.00%	26,200円	25,000円	1.84%	10,000円	1.50%	12,200円	103,555円
18	5.50%	廃止	14,000円	34,000円	2.75%	11,800円	2.24%	13,300円	91,082円
19	5.55%	—	10,800円	25,800円	2.90%	12,100円	2.07%	11,900円	85,548円
20	5.55%	—	9,000円	24,600円	2.82%	11,600円	2.36%	12,600円	84,455円

19年度も財政調整基金を使って引き下げ、40歳以上の特定健康診査を無料にし、かつ18歳からに範囲を拡大した。若い人は健康診断に関心が薄いかもしれないが、会社で健康診査を受けられない非正規労働者等に健康診断の機会を提供するものとなる。

20年度も現在議会に提案されているがさらに下げる。とりわけ、応益負担といわれる世帯単位の平等割と、世帯の人数で加算される均等割を引き下げる配慮をしている。まさに数年前、私たちが主張しても行政は頑として受け入れなかったものだ。

それではなぜできるのか。それは国保料引き下げと保険料徴収を人手をかけて丁寧に

やっていることから徴収率が大きく上がり、財政にゆとりができたからだ（図1）。

もちろん、政府方針の影響は大きいのでいつ野田市も値上げに転じるかわからない。これからも国保運営協議会を傍聴し、週刊新社会野田版に掲載することで、市民や議員に情報提供し、行政をけん制していく。

なお表3は千葉県が示した国保事業費納付金との比較で、一人当たり3万円も高くなる。ただ、野田市はこの表を見てもわかるように、後期高齢者支援分と介護支援分は県が決めた料率を使っている。

表2 東葛9市一人当たり保険料

自治体	一人当たり保険料	低額順位
野田市	84,455円	1
鎌ヶ谷市	91,701円	2
船橋市	92,301円	3
我孫子市	93,561円	4
市川市	95,019円	5
松戸市	95,285円	6
柏市	99,270円	7
流山市	100,091円	8
浦安市	113,260円	9

*野田市以外は19年度予算ベースで野田市が算出。

*また、一人当たり保険料の高低は市民一人当たりの所得によって変わるので注意が必要で、正確には各市の保険料率や平等割、均等割での比較が必要となる。

図1 国保累積滞納額と徴収率

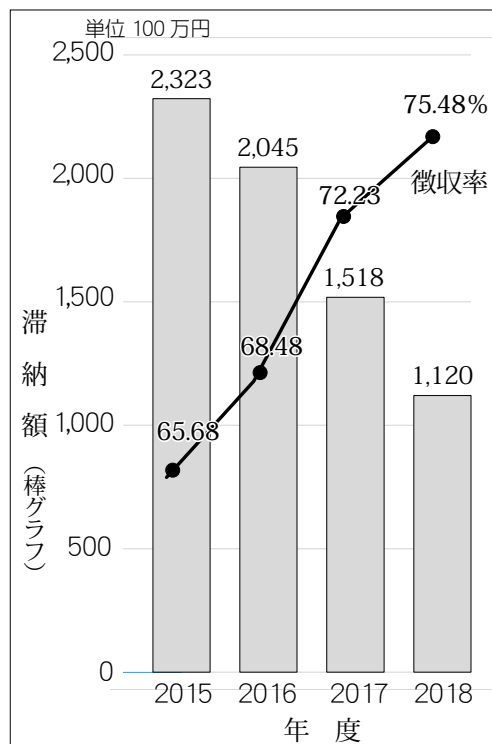


表3 野田市の保険料と千葉県による標準保険料比較

20年度	医療分			支援分		介護分		一人当たり保険料
	応能	応益		応能	応益	応能	応益	
	所得割	均等割	平等割	所得割	均等割	所得割	均等割	
野田市	5.55%	9,000円	24,600円	2.82%	11,600円	2.36%	12,600円	84,455円
千葉県	6.64%	15,035円	34,361円	2.82%	11,590円	2.36%	12,623円	114,591円

書評 『独ソ戦 絶滅戦争の惨禍』

大木 毅 著 岩波新書 2019年7月刊 (860円+税)

加藤 普介

本書は、2020年新書大賞第1位に輝いた新書である。「第二次世界大戦」では、日本とアメリカとの間の太平洋戦争や中国との戦争を核とした大東亜戦争、あるいはヨーロッパ大陸西部でのドイツがイギリス・フランス・アメリカを敵として戦った西部戦線が想起されるのに対し、本書は、「第二次世界大戦」のもう一つの局面であるユーラシア大陸中央部で戦われたドイツとソ連との戦争、即ち、ナチズムとソビエト共産主義との間の東部戦線での「殲滅戦」の全貌を、壮大な空間と時間の推移、そしてそれぞれの国家・社会の背景事情を描写しながら、歴史の動きを描き出したものである。



1、戦争死亡者

独ソ戦が極めて悲惨であったことは、その戦争死亡者の数によって明らかにされる。第二次世界大戦による戦争死亡者の数は、

【日本】

総人口 7138万人 (1939年)
戦闘員死亡者 210万ないし 230万人
非戦闘員死亡者 55万ないし 80万人
計 265万～310万人 (総人口の約4%)

であるのに対し、ソ連・ドイツの戦争死亡者の数は、以下の通りである。

【ソ連】

総人口 1億8879万人 (1939年)
戦闘員死亡者 866万ないし 1140万人
民間人死亡者 450万ないし 1000万人
疫病・飢餓死亡者 800万ないし 900万人
計 約2100万～3000万人 (総人口の約15%)

【ドイツ】

総人口 6930万人 (1939年)
戦闘員死亡者 444万ないし 532万人
民間人死亡者 150万ないし 300万人
計 約600万～830万人 (総人口の約11%)
という悲惨なものであり、ソビエト共産主義とドイツナチズムがその「世界観」をかけて、総力戦、殲滅戦を遂行したことが描かれる。

2、背景事情

そして、その背景事情としては、ソ連においては1924年のレーニン死亡後、孤立した社会主義革命を帝国主義諸国の干渉から死守せんとするスターリンが、共産党のみならず、赤軍内部においても「大粛清」を敢行し、ソ連内部の政治的・軍事的指導部が弱体化した状態にあった中で、独ソ戦に突入していった

背景が描かれている（第1章）、他方、ベルサイユ条約に基づき天文学的な賠償債務を負い、これに1929年に起きた大恐慌が追い打ちをかけることによって、大不況の中でドイツにおいてナチスが台頭した。

ナチズムは、ゲルマン民族の優秀性を掲げる「全体主義」として、身障者や劣等民族の粛清を敢行したその過酷な面のみが強調されがちであるが、本書は、大不況の中でのナチズムのとした経済政策が同時に、絶滅戦争に必然的に繋がっていったことを的確に指摘する。

即ち1933年に権力を握ったヒットラーは、「史上最大のケインジアン」とも言われるように、大規模な財政出動によって景気回復を実現した。公共事業としてのアウトバーン建設や、その上を走るフォルクスワーゲン（国民車）の奨励によって景気回復をもたらし、失業者は1936年から激減し、完全雇用を実現した。

ナチズムは軍事拡張も併行して実現したが、国民に犠牲を強いることを避けたことには、ドイツにおいて第一次大戦の際国民に負担をかけた結果、革命によって国家（ドイツ第二帝国）が崩壊したことへの懸念と反省があったことが指摘されている。

「大砲かバターか」ではなく、「大砲もバターも」との選択の下に、経済回復が行われ、これを継続して実現させるために、東方のスラブ民族圏を植民地として併合し、資源や外貨を獲得し、占領国の住民の強制労働により、ドイツ国民に負担をかけないゲルマン民族の恒久繁栄経済圏を構築しようとした（第3章）

3、政治的な絶滅主義

「全体主義」特有の「民族の癌である身障者や劣等民族」を絶滅し、東方における資源や労働力の収奪を目的とした独ソ戦が、1941年に開始される。ナチスドイツは、当初の西部戦線で戦争遂行に必要な背後の安全を確保するため、1939年にソ連との間で締結した独ソ

不可侵条約を、1941年に当然の如く易々と破棄し、ドイツ軍の突然のソ連侵攻によって、ソ連の資源・労働力を収奪するための東部戦線が開かれる。

そして、その段階でソ連は弱体化した党と軍の下で壊滅的打撃を被りながら、ドイツを圧倒する人口と「大祖国戦争」として祖国防衛のためのナショナリズムが煽り立てられ、国民の強固な団結形成の下に反撃体制が構築され、ソ連が形勢を挽回してナチスドイツを追撃するに至る。

その戦線領域は、ほぼ日本の半分にも及ぶ広域に亘り、その広域に亘る戦線が、数ヶ月のうちに形勢を目まぐるしく変え戦況は刻々と変化していく。その壮大さと迫力は息を呑むばかりである（第2章、第4章）。

4、今日の政策・政治情勢との関係

この書物からは、ナチスドイツが、今日我々が、ケインズ主義として資本主義の過酷さを緩和する経済政策として一定の評価をする政策を、軍拡路線と併用して戦争に至ったり、その後ソ連型社会主義が崩壊に至る原因となったナショナリズムと結合された抑圧的軍事的体制の下で、社会主義が極めて歪められ偏狂になっていく過程や、日本が太平洋戦争で経験した、アメリカの空軍による大空襲や原爆投下という方式による国民の虐殺と焦土化という方式ではなく、陸軍の軍人が戦車や機動部隊を駆使して広範な大地を移動しながら、食糧・資源を略奪するばかりか、住民を労働力として徴用したうえ、用済みとなると大量に殺害し、敵国土を焦土化する凄惨さが、ひしひしと伝わってくる。

今日我々がケインズ主義や社会主義を語り、その反面としてのナショナリズムや全体主義の危険を歴史的経験として語る時、この歴史上の人類の経験をどのように総括すべきかについて、本書は貴重な教訓を我々に教えていると言うべきであろう。